

## 第 21 回岩手県政府調達苦情検討委員会 会議録

### 1 日時

令和 8 年 3 月 16 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

### 2 場所

エスポワールいわて 1 階 小会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（4名出席）

菊池 祐美 委員

窪 幸治 委員

新井田 信也 委員

細川 亮 委員

#### (2) 事務局

滝山 秀樹 会計管理者兼出納局長

矢野 睦 会計課総括課長兼会計指導監

佐藤 恭子 会計課主幹兼指導担当課長

中村 久美子 会計課特命課長

小野寺 愛 会計課主査

谷上 智美 会計課主任

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

〔矢野会計課総括課長〕

ただいまから、「第 21 回岩手県政府調達苦情検討委員会」を開催する。

初めに、岩手県附属機関条例第 6 条第 2 項の「審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」の規定に照らして、委員の半数以上の出席があることから、本委員会は規定どおり開会することができることを報告する。

それでは、滝山会計管理者から御挨拶申し上げます。

#### (2) 挨拶

〔滝山会計管理者〕

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、委員への御就任につきましても、快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

この委員会は、岩手県が行う政府調達に関する協定に基づく調達について、利害関係者から手続などに関する苦情の申立てがあった場合に、客観的な立場から当該調達が適切に行われているか検討するために設置されているものである。

政府調達を巡る動向は、震災からの復旧・復興工事がおおむね完了し、令和 8 年度

からの調達について、適用基準額が変更となる以外は大きな動きはない状況であるが、苦情申立ての対象となる公告案件は継続して見込まれる。

引き続き、公正かつ透明な入札、契約手続が求められていることから、関係機関に対して、今後も適正に指導をして参りたい。

委員の皆様方には、今後2年間にわたり、御指導をいただき、また、この委員会で、忌憚のない御意見、御提言をいただくようお願いする。

(3) 委員の紹介

矢野会計課総括課長が出席者名簿により各委員を紹介した。

(4) 概要説明

佐藤会計課主幹兼指導担当課長が参考資料1から7により概要を説明した。

(5) 議事

〔矢野会計課総括課長〕

委員長の選任及び委員長職務代理者の指名についてであるが、岩手県附属機関条例第4条に「委員会に委員長を置き、委員の互選とする。」と規定している。

委員長の互選方法について、提案をお願いしたい。

〔委員〕

事務局一任の声

〔矢野会計課総括課長〕

御異議はございませんか。

〔各委員〕

異議なし。

〔矢野会計課総括課長〕

それでは、事務局案として細川委員を委員長に推薦したいがいかがか。

〔各委員〕

異議なし。

〔矢野会計課総括課長〕

御異議がないので、細川委員に委員長をお願いしたい。

〔細川委員〕

了解する。

委員長に御指名をいただいた細川です。

この委員会の委員に推薦されるに当たり、自分なりに調べたところ、先ほど御紹介のあったとおり、過去にあまり案件がない状態ではあるものの、いざ申立てがあった際には、相応の労力を要する役割であることを改めて認識した。

私を含め、今回4名が新任となり、これまでにあまり例のない状況ではあるが、何かあったときには一致団結して取り組んでいきたい。事務局の皆様の御支援もいただきながら、共に職務を遂行していければと考えている。よろしく願います。

それでは、議事を進行する。

委員長職務代理者の指名について、岩手県附属機関条例第4条第5項の規定により、「会長等があらかじめ職務代理者を指名する」ことになっていることから、新井田委員に職務代理者をお願いしたいがいかがか。

〔新井田委員〕

了解する。

〔細川委員長〕

それでは、委員長職務代理者は、新井田委員にお願いします。

(6) 報告事項

- 1 報告第1号「令和8年度及び令和9年度に特例政令が適用される予定価格の額について」

(質疑なし。)

- 2 報告第2号「令和7年度の特定調達契約状況について」

- 3 報告第3号「令和8年度の特定調達契約計画について」

〔細川委員長〕

報告第2号及び第3号は、この委員会で検討する可能性のある契約について紹介いただいたという理解でよろしいか。

〔事務局〕

そのとおりである。

〔窪委員〕

報告第3号について、物価の高騰等により、この計画にない案件が出てくるということはあるのか。

〔事務局〕

令和8年度の計画は2月末現在ということもあり、場合によっては緊急で物品を調達したり、工事を発注したりということが発生することもあるため、追加になる可能性もある。

〔窪委員〕

承知した。

(7) その他

〔細川委員長〕

次回委員会の開催について確認をしたい。

委員会の開催時期については、特に規定がなく、平成18年以降は、苦情申立てがない場合は委員改選期のみ開催し、その他の年度は、特定調達契約の状況等の資料提供のみとしている。

特に協議すべき事項などがない場合は、委員改選期に開催することとしたいが、よろしいか。

〔各委員〕

異議なし。

終了